

許可番号 04010047618

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県飯塚市上三緒1番47
氏名 有限会社日本ダストサービス
代表取締役 竹下 洋一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6年 6月 17日

許可の有効年月日 令和 13年 6月 16日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、政令第2条第13号産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリについては、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）以上19品目 以下余白

積替え、保管を含む。
汚泥（廃乾電池類に限る。）、廃プラスチック類（廃業務用冷凍・冷蔵庫、廃業務用什器類、廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。）、金属くず（廃業務用冷凍・冷蔵庫、廃業務用什器類、廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ及び廃乾電池類に限る。）、ガラスくず等（廃業務用冷凍・冷蔵庫、廃業務用什器類及び、廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。）（以上4品目については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）以上4品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	福岡県飯塚市上三緒1番49
面積	100㎡
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、廃業務用冷凍・冷蔵庫、廃業務用什器類に限る。）
保管上限	143m ³
積み上げることができる高さ	2.5m
所在地	福岡県飯塚市上三緒1番52
面積	6㎡
産業廃棄物の種類	汚泥（廃乾電池類に限る。）、廃プラスチック類（廃蛍光灯、 （以下裏面に記載）

(裏面)

廃H I Dランプ及び廃放電ランプに限る。)、金属くず(廃蛍光ランプ、廃H I Dランプ、廃放電ランプ及び廃乾電池類に限る。)、ガラスくず等(廃蛍光ランプ、廃H I Dランプ及び廃放電ランプに限る。)(以上4品目については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

保管上限
積み上げることができる高さ 9 m³ 1. 5 m 以下余白

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 6月17日 更新許可

平成14年 6月17日 更新許可

平成19年 6月17日 更新許可

平成24年 2月23日 変更許可により取扱品目(廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、銻さい、動物のふん尿、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物)及び積替え、保管の追加

平成24年 6月17日 更新許可

平成29年 6月17日 更新許可

平成29年12月21日 変更届出により取扱品目(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の明記及び積替え、保管場所の変更

令和 元年 8月 5日 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等)の限定の変更

令和 6年 6月17日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で行ってください。